

《入寮・入居申込書について》

- (1)入寮・入居を希望される方は、**【様式④】『入寮・入居申込書』**を提出してください。
- (2)入寮・入居希望者が各寮定員を超えた場合には、**入試順と遠方の方を考慮して決定**いたします。
- (3)入寮・入居の可否は、**12月下旬以降、郵送にて順次通知**いたします。

校内寮への入寮、提携マンションへの入居の希望者が定員を超えた場合、入寮・入居をお断りさせていただく方には、学校近隣の民間アパートを管理している信頼の置ける不動産業者を紹介いたします。

- (4)寮・マンション施設概要一覧は2024年度実績です。

間取りなどは学校案内書(Guide Book)または当校HPをご覧ください。

・校内寮 学校敷地内にあり、各々寮監を配しています。

- ① **いっせい 誠寮** 定員 60名【1人部屋・男子のみ】
- ② **けいめい 啓明寮** 定員 190名【2人部屋・男子のみ】

夏・冬・春休み期間は学校寮を原則として閉鎖いたします。

・提携マンション

当校と提携したマンション管理会社が、運営しています。

- ③ **メゾン寺田** 定員 40名 八王子市寺田町66-1 【1人部屋・男女】
- ④ **メゾン山王坂南** 定員 36名 八王子市桐田町67 【1人部屋・男子のみ】
- ⑤ **メゾン桐田北** 定員 20名 八王子市桐田町565-2 【1人部屋・男子のみ】
- ⑥ **メゾン桐田南** 定員 12名 八王子市館町199-1 【1人部屋・男子のみ】

- (5)校内寮の寮費納入について

- ・2025年4月1日～10日の間に**寮料(4ヶ月分)と管理運営費(1年分)**を納入してください。
- ・管理運営費には火災保険及び盗難保険(1年分)が含まれています。
- ・**食費(4ヶ月分)**も合わせて納入してください。
- ・1年次2期以降からは学費納入と併せて、各自の口座から自動振替いたします。

- (6)提携マンションの家賃納入について

- ・入居決定後に各提携マンション管理会社と個別に契約していただきます。
- ・納入時期や費用に関しましては、各提携マンション管理会社より案内いたします。

- (7)食生活支援システムについて(校内寮)

- ・校内寮は校内食堂利用を前提とした**食事付寮**となっております。
- ・校内食堂は原則として**登校日の営業**となっており、**プリペイドカード方式にて朝食、昼食、夕食**をご利用いただけます。(カードは入学式後に配布)
- ・食費は、登校日の朝食と昼食をほぼ召し上がると想定した金額の**1万円(1ヶ月分)**です。
- ・夕食分につきましては、課外活動やアルバイト等の事情を考慮して、食費の想定額からは除いております。
- ・納入いただいた食費は、ご本人のプリペイドカードへ**学期毎に送金(オートチャージ)**いたします。オートチャージ入金分は食費としてご使用いただき、原則返金はできません。退学等、学校が認めた場合のみ返金いたします。
- ・オートチャージ残高がある場合は、翌月に繰り越します。
- ・オートチャージ分だけでは足りなくなった場合は、校内にある現金チャージ機で追加入金ができます。

入寮希望寮	希望人数
校内寮 (男子のみ)	1 (1人部屋)
校内寮 (男子のみ)	2 (2人部屋)
提携マンション (男子のみ)	メゾン 寺田
提携マンション (男子のみ)	メゾン 山王坂南
提携マンション (男子のみ)	メゾン 桐田北
提携マンション (男子のみ)	メゾン 桐田南

※この寮・マンションの定員を超えた場合は、入試順・遠方の方を優先いたします。
※入寮・入居決定後には2025年3月10日までに、寮料・管理運営費を納入してください。以後は空室のみ入居可能です。
※寮料・管理運営費は2025年4月1日より納入開始です。寮内は全て無償です。
※寮料・管理運営費については入学時に条件について説明し、許可が出た場合に可決となります。
※この寮・マンションの入居には、入学時に別途申請書・保証書が必要です。
※寮費・管理費については、入学時に各自の口座から自動振替いたします。
※寮費・管理費は「寮費・管理費」欄に記載の口座に振り込まれます。

【様式④】入寮・入居申込書

◎入寮・入居手順

1. 入寮・入居申込書を提出してください。
2. 入寮・入居の可否を郵送にてご連絡いたします。(12月下旬以降)
3. 入寮・入居が許可された方は、上記2に同封されるアンケートに答えて返送してください。
4. 入室先が確定後、「入寮案内」を郵送いたします。(2月末)
5. 提携マンションに入居する場合は、各マンション管理会社との契約の上、直接お支払いください。
6. 校内寮は室料+食費(4ヶ月分)と管理運営費(年額)を納入してください。(4月1日～10日)
7. 指定された期間(校内寮は4月5日～7日を予定)に入寮・入居し、説明を受けてください。

①校内寮・提携マンションは室内禁煙です。

②自動車・バイクの保有をご希望の方は、提携マンションを選んでください。(近隣の月極駐車場を各自契約)

③提携マンションはそれぞれのマンション規約に従ってください。

寮則・生活ガイド(抜粋)

寮則第6条(心得)

- 1 校内寮生(以下「寮生」とする)は、この規則および寮生活ガイドを守り、寮生活の風紀を保ち、秩序ある生活を営み、修学の目的達成のため、各個人が責任と規律ある生活をするよう努力しなければならない。
- 2 寮生は、各自の自覚と責任を持ち、秩序ある快適な生活の確立・良き伝統の形成および地域住民との融和を図るとともに、起床・帰寮・消灯・就寝時間など規律ある行動をとらなければならない。
- 3 寮生は、特に火気の取り扱いには十分な注意を払うとともに、常に防火・防災に努めなければならない。
- 4 寮生は、寮施設または寮内の物品を大切に扱い、万が一破損・滅失したとき、あるいは寮施設内もしくはその周辺において異状を発見したときは、直ちにその旨を学校に申し出なければならない。
- 5 寮生が本人の故意または重大な過失により、施設・設備および備品等を破損または滅失した場合は、原状回復に必要な経費を負担しなければならない。

寮則第12条(禁止事項)

寮生は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1 未成年の飲酒・喫煙など法律に触れる行為
- 2 部屋の全部または一部を他の寮生もしくは第三者(以下、他の寮生などという)に使用させ、あるいは転貸する行為
- 3 施設内における営業行為またはこれに類する行為
- 4 施設内に石油・高圧ガス類・爆発物・劇毒物などの危険物または銃砲・刀剣類などを持ち込む行為
- 5 他の寮生などに対し、その意志に反して政治・宗教その他学業に関係ない団体などへの加入を勧誘、またはそれらへの支持・支援などを強要する行為
- 6 学校の許可なく、施設の現状を改変する行為
- 7 特に学校が認めるものを除き、施設内において動植物などを飼育、または栽培する行為
- 8 学生同士の金品の貸し借りや賭博(とばく)に類する行為
- 9 前各号の他、他の学生などに危害を加え、あるいは迷惑をかける行為
- 10 玄関ロビー・談話室など共用場所での飲酒行為
- 11 指定場所以外での喫煙行為(含:電子タバコ)室内を含め全館禁煙、指定場所とは学校が設置した灰皿がある場所

寮則第15条(懲戒)

寮生が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、別に定める手続きを経て、校長が退寮を命ずる。

- 1 学則第34条に定める懲戒事由に該当する事実のあったとき
- 2 校内寮規則を遵守せず、生活の秩序を乱す行為があったとき
- 3 故意または重過失により、施設その他の学校の資産に損害を与えもしくは他の寮生などの生命・財産に危害を及ぼす行為のあったとき
- 4 理由なく寮費などを滞納したとき
- 5 前各号の他、この規則またはこれに基づく諸規則等の定め違反したとき

生活ガイド

- 1 本人以外の同居や宿泊は禁止。校内寮門限は23:00、友人などの入室については22:00までとする。
- 2 異性の入室については入退寮などの荷物運搬時以外禁止とする。
- 3 車両の持ち込みについては、許可が出た場合に可能となる。